

令和2年度 あさぎり町議会第7回会議会議録（第15号）						
招集年月日	令和2年10月7日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和2年10月7日 午前10時16分			議長	徳永正道
	散会	令和2年10月7日 午前11時09分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷節雄	○	8	山口和幸	○
	2	岩本恭典	○	9	永井英治	○
	3	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	12	溝口峰男	○
	6	小出高明	○	13	森岡勉	○
	7	豊永喜一	○	14	徳永正道	○
議事録署名議員	13番 森岡勉		1番 小谷節雄			
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸		事務局書記 丸山修一			
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	教育長	米良隆夫	○
	総務課長	土肥克也	○	教育課長	出田茂	○
	企画財政課長	船津宏	○	農林振興課長	万江幸一朗	○
	健康推進課長	松本良一	○	建設課長	大藪哲夫	○
				上下水道課長	林敬一	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第15号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 議案第35号 あさぎり町農地等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 議案第36号 あさぎり町薬草加工所の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4 議案第37号 令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第12号）について
日程第 5 議案第38号 令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第5号）について
日程第 6 議案第39号 令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第 7 議案第40号 町営住宅二子団地内部改修工事請負契約の締結について
日程第 8 報告第16号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
日程第 9 報告第17号 専決処分した物品売買契約についての議決を一部変更することの報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 議案第35号 あさぎり町農地等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 議案第36号 あさぎり町薬草加工所の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4 議案第37号 令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第12号）について
日程第 5 議案第38号 令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第5号）について
日程第 6 議案第39号 令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第 7 議案第40号 町営住宅二子団地内部改修工事請負契約の締結について
日程第 8 報告第16号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
日程第 9 報告第17号 専決処分した物品売買契約についての議決を一部変更することの報告について
-

午前10時16分 開会

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、令和2年あさぎり町議会第7回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、13番、森岡勉議員。1番、小谷節雄議員を指名します。

日程第2 議案第35号

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、議案第35号、あさぎり町農地災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） おはようございます。議案第35号、あさぎり町農地等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。令和2年7月豪雨災害に係る受益者負担分の額の特例を定めるため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） おはようございます。それでは、あさぎり町農地等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明を申し上げます。中ほどの令和2年7月豪雨による災害に係る分担金の額の特例といたしまして、現在、徴収する分担金の額につきましては、第4条、当該事業費の50%となっております。が、この規定にかかわらず、農地につきましては、当該事業費の10%の額、また、農業用施設につきましては、あさぎり町が負担することができるとするものです。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 1点お伺いいたします。今回の条例を改正する条例ですけど、令和2年7月豪雨による災害に係る分担金の額の特例とありますが、これが、もう単年度でもしできなかった場合がありますので、関係者の手当等で、できない場合に対するその期限はいつごろまで、お考えですか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） これにつきましては、今後の発注という形になりますので、受益者の方との調整も含めまして、年度内で終了するという事になると思いますので、今年になる可能性もないわけではないというふうに現在では思っております。それで、それが終わるまでという形で考えております。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。小見田議員。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） 普通、時限立法的な決め方で考えられてるものと思ったんですけど、終わるまでということは、非常に最終の年度が不明瞭でございますので、その辺については、ただ、今年度、来年度で、多分終わるだろうと思うんですけど、その辺のところを決めておく必要はないんでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） いかんせん本数も多ございますし、受益者等の方との調整、それから分担金の徴収ですね。その辺も、すべて絡んでくるわけでありまして、それが終わるまでということですね。この特例としましては、分担金の徴収が終わるまでということ考えて改正をするものでございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。いいですかね。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第35号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第36号

◎議長（徳永 正道君） 日程第3、議案第36号、あさぎり町葉草加工所の設置及び管理等に関する条例の

一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第36号、あさぎり町薬草加工所の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町薬草加工所において、給水工事を施工したことにより、その工事費を施工使用料に反映させるため、本条例の一部を改正する必要があります。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） それでは、あさぎり町薬草加工所の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についての御説明を申し上げます。あさぎり町薬草加工場に係る施設の使用料は、水道施設を含むということになっております。今回、給水工事を実施したことによりまして、その工事費を施設使用料に反映させるために改正を行うものになります。現在の使用料29万5,000円を29万8,000円とするものです。本年11月から、月額3,000円の増額となります。説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第37号

◎議長（徳永 正道君） 日程第4、議案第37号、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第37号、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第12号）について提案いたします。令和2年度あさぎり町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億4,635万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億5,340万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

●町長（尾鷹 一範君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） おはようございます。それでは、説明させていただきます。令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第12号）について説明いたします。朗読させていただきます。第1条、第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の追加は、第2表地方債補正による。今回の補正は、主に新型コロナウイルス感染症対策事業の追加分と7月豪雨被害の災害復旧工事費等について計上するものです。次に5ページをお願いいたします。第2表、地方債補正です。追加としまして5件、1億5,465万円を追加するものです。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じで

ございます。詳細については、担当課から、各事業の歳入の際に説明をいたします。次に8ページをお願いいたします。企画財政課所管分について説明をいたします。歳入です。最上段の枠で、目1 地方交付税は、今回の補正予算の財源調整として、普通交付税で調整するものです。一番下の枠の上の欄、目1 総務費国庫補助金の節5 地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症対策で、国の補正により措置されている第2次補正分のうち、今回の補正予算で事業が確定する分に充当をいたします。次に、9ページをお願いいたします。最上段の枠で、目2 一般寄附金につきましては、町民の方から、金婚式の記念に寄附をなされたものです。今後の町の事業に活用させていただきます。次に、10ページをお願いいたします。歳出です。上から2番目の枠の2段目の欄、目8 電子計算費は、新型コロナウイルス感染症の発生が拡大した場合に、役場の通常業務が困難となった際に、自宅等でのリモートワークや分散勤務に対応できるように、業務用のノートパソコンと専用回線等を整備するものです。節1 1 役務費は、使用する際のデータ通信料、節1 2 委託料は、外部接続用端末仮想専用線の設定費、節1 3 使用料及び賃借料は、外部接続サービス料と庁内無線LAN設備の利用サービス料、節1 7 備品購入費は、NTT対応ノートパソコン15台と、シムなしのタイプのノートパソコン35台の導入を予定をしています。一つ空けて、下の欄、目1 7 ふるさと寄附対策費ですが、前回の第1 1号補正予算の時点で、ふるさと寄附の事務が、年末にかけて殺到するために、会計年度任用職員を雇用する予定で、計上をさせていただきましたが、次に説明いたします生活応援券事業を実施するにあたり、この事業で雇用する会計年度任用職員で、兼ねて事務が対応できることとしたため、ふるさと寄附事業での会計年度任用職員の雇用予定分を減額するものです。次に下の欄、目2 3 生活応援給付金給付事業費ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、低迷した町経済の復興支援、及び住民生活の支援策の第2弾として、全町民に対し、町内で利用可能な5,000円の商品券を配布するものです。12月15日から2月末までの利用期間を想定をしております。節1の報酬から、節3 職員手当等、節4 共済費と、次、11ページをご覧ください。節8 旅費までが、会計年度任用職員と職員の人件費、節1 0 需用費は、主に生活応援券の印刷製本費、節1 1 役務費は、配達に関する郵送料、節1 3 使用料及び賃借料は、パソコンや電話機のリース料、節1 8 負担金補助及び交付金は、生活応援給付金となります。企画財政課分は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） おはようございます。それでは、続いて総務課所管分を説明いたします。9ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。2枠目の目9 災害復旧費、節3 その他公共施設公用施設災害復旧事業債は、令和2年7月豪雨により崩落した旧東庁舎北側駐車場法面の災害復旧工事に充てるための一般単独災害復旧事業債であり、今回、歳出で補正いたします工事請負費等補正予算（第8号）において、補正いたしました測量設計委託料を合わせた事業費に対する起債の額を計上するものでございます。充当率は100%でございます。次に、歳出を説明いたします。次のページをお願いいたします。1枠目の目1 議会費では、新型コロナウイルス感染症対策として、議会本会議や各委員会における期末感染防止用のパーティションを購入する経費を計上するものでございます。財源には、地方創生臨時交付金を充てるものでございます。次の枠、一段目、目1 一般管理費においても、地方創生臨時交付金を活用し、感染拡大防止に有効である電子入札システムへ移行するために必要な契約管理システムの導入委託料とサーバー機器購入費を計上するものでございます。3段目の目1 1 交通安全対策費では、台風10号被害に対応するため、緊急的に支出したカーブミラーと交通安全施設の修繕料につきまして、今後の支出見込み額を予算回復するため補正するものでございます。13ページをお願いいたします。2枠目の目1 総務施設災害復旧費では、旧東庁舎北側駐車場の法面の災害復旧工事請負費を計上するものでございます。最後に、先ほど企画財政課所管分として説明いたしましたふるさと寄附対策費及び生活応援給付金給付事業費における会計年度任用職員の

給与費等、今回の補正における給与費の補正の総額、補正による補正後、補正前の額は、給与費明細の15ページからの一般職に示しているものでございます。以上、総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） おはようございます。それでは、健康推進課所管分につきまして説明いたします。11ページをお願いいたします。歳出でございます。2番目の枠になります。目6予防接種事業費、節12の委託料、個別個別接種医療機関委託料でございます。これは、65歳以上の方のインフルエンザ予防接種に係る委託料でございますけれども、当初予算では、例年の申し込み状況を基に、65歳以上の人の60%に当たります3,400人分を計上いたしておりましたけれども、今年は、新型コロナウイルスとの同時流行に備えまして、申し込みが増えておまして、10月5日現在で、予定しておりました人数のほぼ100%の申し込み状況となっております。申し込み期限が、今月の16日となっておりますので、まだ期間がございます。そういうことから、今回65歳以上の人の80%まで、1,125人分を追加するものでございます。説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） それでは、農林振興課分について説明を申し上げます。8ページをお願いいたします。歳入からになります。2枠目、目1農林水産事業費分担金、節2農地等災害復旧費分担金、令和2年7月豪雨災害に伴う一般単独災害復旧事業費の農地分となっております。予定復旧事業費の10%を計上いたしております。次の目4農林水産使用料、節1農業施設使用料、先程、あさぎり町薬草加工場の設置及び管理等に関する条例の一部改正でも説明をいたしましたが、使用料につきましては、本年1月から来年3月までの増額分を計上しておるところになります。9ページをお願いいたします。2枠目、目9災害復旧債、節2農林水産施設災害復旧事業債につきましては、令和2年7月豪雨災害に伴います一般単独災害復旧事業費の農業用施設分の起債で、充当率65%を計上をいたしております。次に11ページをお願いいたします。歳出になります。最下団の枠、目9農業施設管理費につきましては、薬草加工所の使用料が、条例改正により増額となりましたので、その財源更正となります。次に目16農地費、節11需用費につきましては、豪雨による被災カ所の早期復旧対応のため、予備費や補正予算によりまして対応してまいりましたが、当初予算で計上していた修繕費も、豪雨災害対応等で使用をしておまして、今後の修繕料が不足するために計上するものです。その下、節13使用料及び賃借料につきましては、7月豪雨に伴い、一般単独災害復旧事業で行う水路や農地に堆積した土砂の撤去費用として、機械借上料を計上いたしております。12ページをお願いいたします。最上段、目4林道維持費、節10需用費、豪雨により被災した林道・作業道の補修に伴う修繕料となります。それから、節13使用料及び賃借料は、まだ確認ができていない被災カ所の確認を行う目的も含めまして、林道を作業道の崩土除去や補修を行うものになります。次に、4枠目、目1農地等災害復旧費、節10需用費、豪雨災害に伴う一般単独災害復旧事業に伴う修繕料となります。起債対象事業で、配水路14カ所と農道3カ所の復旧を予定をしております。以上で、農林振興課分の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） おはようございます。それでは、建設課所管分の補正予算について説明させていただきます。8ページをお願いいたします。歳入です。一番下の枠の目7災害復旧費補助金、節2公共土木施設災害復旧費補助金です。歳出で説明いたします。災害復旧工事に伴う補助金の受け入れ額を計上するものです。次に、9ページをお願いいたします。2段目の枠の目9災害復旧債、節1公共土木施設災害復旧事業債です。こちらは、災害復旧工事に伴い借入れを行うものです。12ページをお願いいたします。歳出となります。2番目の枠の目2道路維持費、節14工事請負費ですが、法面が崩れました町道城山本線の

法面改良工事分の増額をお願いするものです。この路線は、応急処置を行い、通行可能としておりますが、深田小学校の児童の通学路となっており、児童の安全確保のため、現在は、迂回路で登校しております。そのため早期に工事に着手し、通学路の安全確保を行いたいために増額補正をお願いするものです。一番下の枠の目1公共土木施設災害復旧費、節14工事請負費につきましては、令和2年7月豪雨に伴い、河川が免田川や宮原川など13河川の43カ所、道路が町道皆越線や免田百太郎線など11路線の17カ所で、合計60カ所に係る災害復旧工事費の増額補正をお願いするものです。以上、建設課の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 教育課所管分を説明いたします。歳入から説明いたします。8ページをお開きください。最下段になります。目7災害復旧費補助金、節3文教施設災害復旧費、公立学校施設災害復旧費補助金の増額は、上小学校北側法面災害復旧事業に係る補助対象、約81万2,000円に対する補助金でございます。補助率は3分の2です。次に、9ページをお願いいたします。最下段になります。目9災害復旧費、節4文教施設災害復旧事業債、公立学校施設災害復旧事業債の増額は、上小学校北側法面災害復旧事業に係る起債となります。補助金を除いた補助対象事業費100%に充当されます。社会教育施設災害復旧事業債の増額は、免田総合グラウンド北側法面災害復旧工事及びB&G西側法面災害復旧工事の起債となります。いずれも、充当率は、事業費の100%となります。次に、歳出を説明いたします。12ページをお願いいたします。中ほどの枠です。目3教育振興費、節7報償費の増額は、あさぎり町・熊本大学連携事業の講師謝金となります。13ページをお願いいたします。最上段です。目1公立学校施設災害復旧費、節14工事請負費は、上小学校北側法面災害復旧工事費分となります。目2社会教育施設災害復旧費、節14工事請負費は、免田総合グラウンド北側法面災害復旧工事分490万円とB&G西側法面災害復旧工事分7,710万円となります。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 全部終わりましたですかね。提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第37号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第38号

◎議長（徳永 正道君） 日程第5、議案第38号、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。議案第38号、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第5号）について提案いたします。第1条、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） それでは、議案第38号について御説明いたします。まず、2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計予算第3条に次のな

お書きを加える。なお、特別損失中、災害復旧費920万円の財源に充てるため、企業債850万円を借り入れる。第2項、同条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款、水道事業収益、補正前の額3億8,469万3,000円、補正額644万円、計3億9,113万3,000円。支出、第1款、水道事業費補正前の額。3億7,523万6,000円、補正額920万円、計3億8,443万6,000円。3ページをお願いいたします。第3条、予算第5条で定めた企業債を次のとおり補正する。起債の目的、地方公営企業災害復旧事業、限度額850万円、起債の目的、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりになっております。詳細につきましては、11ページをお願いいたします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の収入でございます。目の3行目の8目、国庫補助金、節1国庫補助金は、7月豪雨災害で被災しました岡原第1浄水場の送水管配水管復旧工事及び、上川南浄水場の取水口復旧費につきまして、厚生労働省の災害復旧の補助率2分の1で、644万円の補助金を見込みまして、計上したものでございます。12ページをお願いいたします。次に、収益的収入及び支出の支出でございます。目の3行目の4目、災害による損失、節2工事請負費でございますが、収入で説明いたしました岡原第1浄水場の送水管配水管復旧工事費としまして、920万円を計上するものでございます。6ページをお願いいたします。令和2年度あさぎり町水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から2行目の資金増加額1,044万7,000円。7ページ最上段の資金期末残高4億9,875万2,000円となる見込みでございます。8ページをお願いいたします。8ページから10ページにかけまして、令和2年度あさぎり町水道事業予定貸借対照表でございます。8ページ、最下段の資産合計と10ページ、最下段の負債資本合計は、共に46億228万4,427円の見込みでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第38号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第39号

◎議長（徳永 正道君） 日程第6、議案第39号、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第39号、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について提案いたします。第1条、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。それでは、議案第39号について御説明いたします。まず、2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計予算第3条に次のなお書きを加える。なお、特別損失中、災害復旧費473万4,000円の財源に充てるため、企業債160万円を借り入れる。第2項、同条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収

入、第1款、下水道事業収益、補正前の額6億4,326万2,000円、補正額326万円、計6億4,652万2,000円。支出、第1款、下水道事業費用、補正前の額5億8,329万8,000円、補正額473万4,000円、計5億8,803万2,000円。3ページをお願いいたします。第3条、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。起債の目的、地方公営企業災害復旧事業、限度額160万円。起債の方法、利率、償還費の償還の方法につきましては、記載のとおりとなっております。詳細につきましては、9ページをお願いいたします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の収入でございます。目の3行目、3目国庫補助金、節1特環下水道国庫補助金ですが、7月豪雨災害によりまして、深田植の里区にありますマンホールポンプ制御盤が水没し、被災しておりまして、その災害復旧事業費として、489万1,000円を見込んでおります。その国庫補助金としまして、下水道事業災害復旧の補助率3分の2で、326万円を計上するものでございます。10ページをお願いいたします。支出でございます。目の3行目、4目災害による損失、節1災害による損失、災害復旧事業費としまして、歳入で説明しました深田植の里区のマンホールポンプ制御盤の復旧事業費を計上するものでございます。6ページをお願いいたします。令和2年度あさぎり町下水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額3,458万3,000円。最下段の資金期末残高7,003万9,000円となる見込みでございます。7ページをお願いいたします。7ページと8ページは、令和2年度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表でございます。7ページ最下段の資産合計と、8ページ最下段の負債資本合計は、共に110億4,637万5,356円の見込みでございます。説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第39号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第40号

◎議長（徳永 正道君） 日程第7、議案第40号、町営住宅二子団地内部改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第40号、町営住宅二子団地内部改修工事請負契約の締結について提案いたします。町営住宅二子団地内内部改修工事について、次のとおり工事請負契約を締結することとする。提案理由を申し上げます。町営住宅二子団地内部改修工事請負契約の締結について、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、またはこれを処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。はい。それでは、詳細の説明について、説明をさせていただきます。1、工事名、町営住宅二子団地内部改修工事です。2、工事の内容ですが、建築工事（内部改修）です。それと電気設備工事、機械設備工事となります。3、工事場所、球磨郡あさぎり町免田東地内。4、契約金額、5,060万円。5、契約の相手方、球磨郡あさぎり町免田東2,684番地90、株式会社上野建設、代表取締役、上野敏一様。6、契約の方法、指名競争入札です。9月28日の入札会により落札され、同日付けで

仮契約を結んでおります。工期につきましては、令和3年2月末までを予定しております。以上、説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第45号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第8 報告第16号

◎議長(徳永 正道君) 日程第8、報告第16号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 報告第16号。専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては、は担当課長より説明申し上げます。

◎議長(徳永 正道君) 総務課長。

●総務課長(土肥 克也君) では、専決処分の内容につきまして、2ページからの専決処分書により説明申し上げます。本文は省略いたしますが、本件は、町の管理下における事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和2年9月28日に専決処分を行ったものでございます。まず、和解の相手方は、中ほど1、相手方に記載のとおりでございます。次に事故の概要でございますが、ここからは、4ページの説明資料により説明をいたします。まず、事故発生場所、あさぎり町須恵字寺池地内でございます。事故の発生状況。令和2年7月豪雨により、令和2年7月4日未明に、伊賀川が球磨川の合流点、上流側で内水氾濫となったことから、町が相手方から賃借し、設置していた排水ポンプを運転し、排水操作を行いました。その後、明け方から朝にかけ当該機器が水没し、配電盤及びブレーカーは故障、発電機は、全損となったものでございます。事故の原因といたしましては、伊賀川の内水氾濫によるものでございます。事故の損害額、機材修理及び全損に係る補てん額48万9,500円でございます。責任割合は、町が100%としております。よって、損害賠償額は、48万9,500円となるものでございます。損害賠償金の補てんにつきましては、町の予算にて支出をしております。和解事項といたしまして、町は相手方に対し、本件事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後、本件に関して裁判上、または裁判外において一切の異議及び請求をしないことを誓約し、示談を成立させることといたします。町の対策でございます。今後の伊賀川内水氾濫による排水対策として、町設置による排水ポンプ操作は、浸水による機材水没の危険性がございます。このことから、引き続き国土交通省の排水ポンプ車の稼働により、対応していくように、今後しっかりと協議をしてまいります。以上です。

◎議長(徳永 正道君) 報告が終わりました。報告第16号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第9、報告第17号

◎議長（徳永 正道君） 日程第9、報告第17号、専決処分した物品売買契約についての議決を一部変更することの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第17号、専決処分した物品売買契約についての議決を一部変更することについての報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 専決処分の内容について、2ページの専決処分書に基づき説明いたします。専決処分書に記載のとおり、物品売買契約額の変更で、物品の買入れは、あさぎり町議ギガスクール用端末買入れで、この物品購入契約締結については、去る9月18日、9月議会において議決をいただいたところです。変更する理由は、2に記載のとおり、児童生徒が使用するタブレット端末の故障等に対応するために予備器を購入するものです。具体的には、タブレット端末が故障した場合、故障した機器をメーカーに送付することになりますが、修理が終わるまで、代替機の提供がないため購入したものでございます。このことにより、1の記載のとおり、契約金額は、変更前の7,640万6,055円から、7,850万6,010円と209万9,955円の増額となり、去る10月1日付けで専決処分したものでございます。なお、この度の専決処分は、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第1号の規定に基づき、変更前の金額の100分の5以内かつ500万円以下の変更であり、ここに報告するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。報告第17号、専決処分した物品売買契約についての議決を一部変更することの報告について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。本日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって、条項字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定をしました。

◎議長（徳永 正道君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和2年度あさぎり町議会第7回会議を閉会します。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。

午前11時09分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 2 年12月11日

議 長 徳 永 正 道

署名議員 森 岡 勉

署名議員 小 谷 節 雄